

## 施策に係る主な取組計画

施策	実施年	施策に係る問題意識	対応の方向	主な取組
1 県立図書館機能の強化 (1) 利用者の安全安心の確保 ア 危機管理マニュアルに基づく対応と備品等の管理による利用者の安全安心の推進	26年度以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災等の発生時における利用者の安全が確保できる危機管理マニュアルに基づき適切な職員の対応ができる必要がある。</li> <li>・設備等は平成18年の開業時に整備されていることから、設備、備品等の経年劣化による安全性の低下に伴う事故の発生を防止する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理マニュアルに基づき図書館職員が適切な対応が行われるよう努める。</li> <li>【該当項目のモニタリング評価→B評価以上】</li> <li>・備品等の安全状況の把握と計画的な修繕等の実施に努める。</li> <li>【備品等の管理瑕疵に基づく事故件数→0件】</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定管理者の、危機管理マニュアルに基づく対応とその他のための訓練等及び備品の適正な管理への取組の状況を評価し、必要があれば改善を求める。</li> <li>2 指定管理者からの提供される情報等を踏まえつつ、備品の安全点検を実施する。</li> <li>3 修繕費等の執行は計画的に行う。27年度以降は、過去の実績や26年度の備品の確認状況の結果を踏まえながら修繕費等の計上と執行計画を策定に取組む。(多額な執行が見込まれる場合には別途予算要求を検討する。)</li> </ol> <p>26年度→指定管理者に対するモニタリング調査や会議等での協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備品の安全性点検の実施。</li> <li>その結果を踏まえた計画策定の必要性の有無の判断。有の場合に、計画策定及び執行まで</li> </ul>
(2) 図書館サービスの向上 ア 職員育成の推進	26年度以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供等図書館運営に携わる職員の育成に継続的に取り組む必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の育成を計画的に行うため研修を実施するとともに、職員の自己研鑽を奨励する。</li> <li>【(県職員)研修計画に係る実施率→100%】</li> <li>【該当項目のモニタリング評価→B評価以上】</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 年度の育成計画の策定と実施。外部研修や有用な情報の入手と館員間の共有の推進。</li> <li>2 指定管理者の、研修計画の適切な実施に向けた取組の状況を評価し、必要があれば改善を求める。</li> </ol> <p>26年度→県職員の研修計画策定と着実な実施。受講研修の伝講。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者に対するモニタリング調査等の実施。</li> </ul>
イ 図書館サービス向上への取組の推進	26年度以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民が図書館機能を理解して効果的に利用できるよう、広報に努める必要がある。</li> <li>・県民に良質な図書館サービスの提供を行う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民に親しみやすくわかりやすい広報を行う。</li> <li>・県民の生涯学習を支援するために指定管理者の専門性等の能力を活かした良質な図書館サービスの提供を図る。</li> <li>【該当項目のモニタリング評価→B評価以上】</li> <li>【利用者が図書館の利用目的を達成した割合：→50%以上】</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県と指定管理者が多様な方法、機会を捉えながらの広報活動の推進を図る。</li> <li>2 指定管理者の図書館サービス(情報の整理提供(企画展、ミニ展示等)、貸出等事務、相談事務、館内案内、利用補助等)への対応と質の向上への取組の状況を評価し、必要があれば改善を求める。</li> <li>3 図書情報システムの現状を分析して良好なサービスが提供できるよう適切な維持管理に努める。</li> </ol> <p>26年度→図書館サービス等に係る周知は基本的に指定管理者が行い、県も有効な手段を選びながら広報周知活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者に対するモニタリング調査等の実施。</li> <li>・図書情報システムに関する課題等の整理、機能のあり方等の検討のための準備の実施。</li> </ul>

施策	実施年	施策に係る問題意識	対応の方向	主な取組
1 県立図書館機能の強化 (3) 図書館資料の収集、整理、保存及び活用 ア 生涯学習に資する資料収集の推進	26年度以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の調査研究等に有用な資料の構成を目指し、限られた予算の効果的効率的な執行を図る必要がある。</li> <li>・電子図書館における図書館資料のあり方に関する研究を行う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重点的に収集する分野の設定を含む効果的な図書館資料の収集を目指して収集方針等の見直し等を行う。</li> <li>・収集方針等に基づく図書館資料の収集を行うため計画的な予算の執行に努める。</li> <li>・児童、YA、高齢者等向けの図書館資料の収集の充実に努める。</li> <li>【図書館資料に対する満足度→65%以上】</li> <li>・図書館における電子書籍の活用等に関する研究を進める。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 収蔵資料の弱みを補強や今日的な地域課題を踏まえた県民の調査研究に資する効果的な資料収集のための方針等の検討を進める。</li> <li>2 電子書籍に関する資料の収集に努める。</li> </ol> <p>26年度→・資料収集に係る方針及び選定基準を見直し改正内容の有無等を検討する。ILC や消費者教育など新たな県政テーマも踏まえた収集を意識。資料収集全体の中で児童向け、高齢者向け、YA 向け資料の収集のあり方検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商業ベースでの電子書籍等に関する情報等の意図的な収集を行う。</li> </ul>
イ 郷土資料の網羅的収集の推進	26年度以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の財産である郷土資料の網羅的な収集と保存に努める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県人の出版物等郷土資料の収集が円滑に行われるよう、効果的な情報収集策の検討や図書館への寄贈等の協力に関する広報を実施する。</li> <li>【郷土資料収集の周知→広域的な広報の実施】</li> <li>・震災関連資料は貴重な郷土資料として継続して収集する。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種会議等で機会を捉えての要請。 各種手法による広報の実施（印刷物の作成配付（会議等での配布。報道機関への掲載依頼。ホームページの利用等を指定管理者と協働で実施。）</li> <li>2 全戸配布の広報の実施（広聴広報課との調整）</li> <li>3 市町村に対する協力要請</li> <li>4 行政資料が漏れなく収集できるよう関係機関に対する協力要請の実施。</li> </ol> <p>26年度→・全戸配布広報紙への掲載を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機会を捉えての関係機関への周知、市町村への協力要請</li> </ul>
ウ 所蔵資料の適切な保存の推進	27年度以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次代に引継ぐべき所蔵資料の活用と保存を図っていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館資料の適切な保存が行われるよう必要な措置の検討を進める。</li> <li>【媒体適正度テスト計画の策定と実施→27年度以降実施を目的】</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 点検や媒体変換等の措置の必要性の検討と実施 昭和 20 年代発行の雑誌、書籍に係る酸性紙テストの実施可能性の検討。CD 等は媒体変換の必要性の検討。</li> </ol> <p>26年度→・調査実施に向けての情報収集、研究</p>
エ 所蔵資料の活用の推進	26年度以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貴重な郷土資料である古文書等の整理と活用を進める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古文書等の活用に向けた取組を推進する。</li> <li>・県民の調査研究に資するよう、古文書や古絵図等の電子書籍化を推進する。</li> <li>・岩手の歴史に関する調査研究の支援のために古文書入門等の学習の場の設置に努める。</li> <li>【古文書等のデジタル化→年間 15 点以上実施】</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 岩手古文書学会と連携するなどして、所蔵する古文書等の解題を進める。</li> <li>2 解題が終わった古文書等からデジタルアーカイブ化するなど県民の利活用の促進に努める。デジタルライブラリーいわての充実。</li> <li>3 県民が古文書等を通じた地域文化の調査研究に資するために所蔵資料を活用した学習会を開催する。</li> </ol> <p>26年度→・古文書解題、デジタル化推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手古文書学会による古文書講座の開催（市町村立図書館との共同実施を予定。）</li> </ul>

施策	実施年	施策に係る問題意識	対応の方向	主な取組
<p>2 県民の課題解決のための支援</p> <p>(1) 有用な情報の提供</p> <p>ア レファレンスサービス等の向上を図るなどによる有用な情報提供の推進</p> <p>注：レファレンスサービスとは、調査研究事項に関して、事実関係が分かる資料の提示や文献探しの支援を行うことを指します。</p>	26年度以降	<p>・県民の生涯学習に資するよう、県民からの相談疑問に対する適切な対応を行うとともに、課題解決に資するような情報の収集と提供を行う必要がある。</p>	<p>・県民からの相談疑問に対する適切な対応が行われるよう取組む。</p> <p>また、県内どこにいても適切な相談対応が受けられることが必要である。</p> <p>・県民の調査研究に資する情報の提供に努める。</p> <p>【該当項目のモニタリング評価→B評価以上】</p>	<p>1 指定管理者の、レファレンスサービスの対応の向上やレファレンス事例のデータベース化等による情報の提供などに係る取組の状況を評価し、必要があれば改善を求める。</p> <p>2 レファレンスサービスや新聞情報等のデータベースの活用などに関して関係機関等の会議等を活用しての周知を図るよう努める。特に、市町村図書館を通じた周知が行われるよう取組む。</p> <p>26年度→</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者に対するモニタリング調査等の実施。</li> <li>緊急雇用創出事業を活用したビジネス支援事業を継続。</li> <li>県庁内部に対するレファレンスサービス、データベース利用促進に関して会議や通知による周知の実施</li> <li>市町村立図書館を訪問した際に協力レファレンスの利用促進を要請。</li> </ul>

施策	実施年	施策に係る問題意識	対応の方向	主な取組
<p>3 県民、市町村立図書館等に対する支援、連携</p> <p>(1) 市町村立図書館等に対する支援、連携</p> <p>ア 市町村立図書館等に対する支援と連携の推進</p>	26年度以降	<p>・住民に身近な市町村立図書館の図書館機能を高めるために、市町村職員向けに職務に応じた研修の実施や市町村への運営支援などの取組を進める必要がある。</p>	<p>・市町村立図書館等との連携の充実に取組む。</p> <p>【該当項目のモニタリング評価結果→B評価以上】</p> <p>・市町村立図書館等の運営の充実に資する支援に取り組む。</p> <p>【市町村訪問回数→年1回以上】</p> <p>【市町村からの県の取組への肯定的評価の割合→67%以上】</p>	<p>1 指定管理者の、相互貸借、団体貸出などに係る取組の状況を評価し、必要があれば改善を求める。</p> <p>2 職員の資質や施設の管理運営の向上に資するため、市町村職員向けの研修講座の開催や共同での事業企画等を推進する。</p> <p>3 市町村立図書館等の管理運営上の課題解決支援のため直接訪問するなどにより意見交換、相談助言の場を設けていく。</p> <p>4 図書館資料等搬送事業の継続実施に向けて取組む。</p> <p>26年度→</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者に対するモニタリング調査等の実施。</li> <li>図書館協会等と連携した各種研修講座の開催。講師等派遣の要請に応じた対応の推進。</li> <li>県内の市町村立図書館等の訪問。地域連携に向けた働きかけなど。</li> <li>搬送事業の推進。</li> </ul>

施策	実施年	施策に係る問題意識	対応の方向	主な取組
(2) 学校に対する支援、連携 ア 学校に対する支援、連携の推進	26年度以降	・学校が行う教育活動において図書館の利用が進むよう学校との関係作りを一層進める必要がある。	・学校の図書館利用を推進する。 【該当項目のモニタリング評価結果→B評価以上】	1 指定管理者の、学校向けの広報や団体貸出、体験学習、調べ学習等の学校の図書館利用に関する取組の状況を評価し、必要があれば改善を求める。 2 学校や学校図書館協議会からの意見聴取や意見交換の場を設けて状況の把握に努める。 26年度→ ・指定管理者に対するモニタリング調査等の実施。 ・会議等を活用するなどにより県立学校の状況把握に取り組む。
(3) 県民の読書活動等への支援 ア 県民の読書活動等への支援	26年度以降	・県民の読書活動や読書ボランティア活動の促進に寄与する必要がある。	・岩手県読書推進運動協議会と岩手県図書館協会の事務局として、読書週間等県民の読書活動活性化の契機となる取組みを推進する。 併せて読書週間に呼応した県立図書館としての取組みを実施する。 【3読書週間に係る県内図書館等の週間事業実施館割合→前年以上】 ・県民の読書活動や読書ボランティア活動の顕彰に努めるほか、活動の場の提供、人材の育成に努める。 【該当項目のモニタリング評価結果→B評価以上】	1 子ども読書週間、秋の読書週間、岩手の読書週間を中心にした県民の読書活動が活性化することを旨として、指定管理者との連携による各種のイベント等の取組を推進するとともに、市町村立図書館等が取組を進めるよう働きかけに努める。 2 図書資料の整理等にボランティアの利用を促進することとし、未経験者でも活動できるよう育成を図る。併せて、読書活動、図書館活動の振興に貢献された方々を積極的に顕彰する。 26年度→ ・読書週間の設定と指定管理者と連携した関連事業の実施。指定管理者に委任した事業が適切に実施されるようモニタリング調査等の実施。 ・優れた読書活動団体等の把握と顕彰の実施。

施策	実施年	施策に係る問題意識	対応の方向	主な取組
4 東日本大震災津波に関わる取組 (1) 図書館の復興支援 ア 図書館の復興支援と今後の協力の推進	26年度以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災図書館が機能回復するまで必要な支援を行う必要がある。</li> <li>災害時等における図書館間の相互協力の体制を構築する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地の図書館の状況に応じた支援を推進する。</li> <li>図書館が被災した場合の相互協力の実質化に向けた取り組みを推進する。</li> </ul> 【公立、大学、専門図書館との会議の開催回数→年1回以上】	<ol style="list-style-type: none"> <li>仮設開館となっている陸前高田市と大槌町を始め沿岸地域の被災図書館との意見交換を実施するとともに、県立図書館への支援要請に可能な限り対応する。</li> <li>相互応援に関する申し合わせに関する取組を進めるよう県内図書館等と連携を進める。</li> </ol> 26年度→ <ul style="list-style-type: none"> <li>直接訪問しての状況確認や意見交換の実施。必要な支援の検討実施。</li> <li>相互応援の申し合わせ内容の理解と取組の推進のための関係者への働きかけ等の実施。</li> </ul>
(2) 震災関連資料の収集、保存と活用 ア 関係者との連携による震災関連資料の収集、保存、活用の推進	26年度以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>震災記録を次代に引き継ぐため、広く県民、関係機関等の協力を得て、震災関係資料を収集する必要がある。</li> <li>資料の利用が容易になる手法等を整備する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>震災関連資料は貴重な郷土資料として継続して収集する。</li> <li>震災関係資料の収集に当たり市町村等関係機関、県民からの一層の協力が得られるよう取組む。</li> </ul> 【関係機関への周知→県内関係機関等の協力要請の実施】 <ul style="list-style-type: none"> <li>県民や教育機関等が震災資料を活用しやすい環境や手法等の創出に取組む。</li> </ul> 【震災資料の新たな活用方法の研究→研究計画の策定(26年度)】	<ol style="list-style-type: none"> <li>機会を捉えての市町村等関係機関、県民に対する協力要請の実施。</li> <li>収集した資料を整理し、館内配架等による県民への提供の推進とともに、一層の利活用促進に向けての手法の研究を進める。特に、震災資料のデジタルアーカイブ化を研究する。</li> </ol> 26年度→ <ul style="list-style-type: none"> <li>震災資料収集と活用に関して中心となる職や職員を配置して取組の実施。</li> <li>市町村、業界団体等や一般県民等への多様な手法による協力要請の実施。</li> <li>震災資料のデジタルアーカイブ化に関する研究の実施。</li> </ul>